鏡川清流保全区域指定検討業務の流れ

配慮のない開発の発生

鏡川清流保全条例と2017鏡川清流保全基本計画の内容の比較(イメージ)

項目	鏡川清流 保全条例	2017鏡川清流 保全基本計画
趣旨	緑豊かな水辺 空間の形成	鏡川~森と海とまち をつなぐ環境軸~
水と 水辺	水質保全 (工場排水等)	「水と水辺」の 保全と活用
森	-	「森」の 質的向上
生き もの	-	「生きもの」の 多様性の確保
景観	環境保全・形成 (河川景観)	「景観」の 保全・形成 (農村景観)
まち・ ひと・ しごと	-]	「まち・ひと・しごと」 の活性化

鏡川清流保全区域指定検討業務

審議会

事務局

区域指定の手法及び指定した区域の保全手法検討

・事務局は検討状況を定期的に審議会に報告し、審議会と協議(審議会7回、勉強会3回開催)



審議会

市長へ提言書提出

- 1 流域保全区域(仮称)
- ・対 象:朝倉堰より上流の流域全体
- ・保全手法: 一定規模以上の行為について届出を義務付けることを想定。該当行為については、「環境配慮指針」をもとに市と事業者が環境配慮の方法について話し合う。
- 2 自然環境保全区域
- ・対 象: 鏡川水系の河川と一体となって自然度の高い環境を保ち、かつ鏡川流域を 象徴する景勝地たりうる区域
- <u>・保全手法</u>: 行為制限は, 今後新たに指定する区域については「流域保全区域(仮称)」 に進じる。

3 景観形成区域

- ・対象: 清流鏡川を特徴づけている美しい農村景観で、 川と共生した暮らしや地域が主体となった活動に よって守り活かされている土地。候補地の範囲 は、原則として「鏡川水系の最小の集水域」と「景 観のまとまり」を単位とし、地域におけるコミュニ ティの範囲との重なりを考慮して決定する。
- ・保全手法: 農村景観の「保全と活用のサイクル」が回り続けるよう、必要なしくみを住民の方と一緒に考えていく。

行為制限は、「流域保全区域(仮称)」に準じる。



事務局

条例改正に向けた手続き

●条例改正案の検討(内部協議, 県関係部署等との外部調整, 意見聴取等)

今回の審議会

- ●関係者への説明
- ●法令審査委員会(庁内組織)
- ●条例改正案起案
- ●検察庁照会(罰則規定に係る協議)

- ●鏡川清流保全推進本部会·幹事会(庁内組織)
- ●パブリックコメント
- ●鏡川清流保全審議会(条例改正案の諮問・答申)
- ●議会議決⇒公布⇒施行



事務局

区域指定に向けた手続き

●区域指定案の作成

- ●関係者への説明
- ●鏡川清流保全審議会(区域指定案の諮問・答申)
- ●公告, 縦覧(指定予定地の区域を縦覧)
- ●公聴会(公述の申し出があった場合のみ開催)

●指定区域の告示